

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

（平成 29 年 9 月 6 日 午後 3 時 05 分）

●議長（小林幸雄） それでは、会議を再開いたします。

通告の 5 永原和男議員。

- 1 町独自の気象観測事業の成果と課題について
- 2 町内企業の育成と受注機会の確保について
- 3 国保税率の試算公表を

議席番号 8 番・永原和男議員。

◆ 8 番（永原和男） 議席番号 8 番・永原和男です。

初めに、本年度、富士里の北信、古間の荒瀬原、野尻の高沢と古海の 4 か所に設置した、町独自の気象観測所の成果と課題について伺います。

昭和 60 年 7 月 20 日発生。富士里地区の北信・板橋集落を襲った土石流災害を振り返ると、その日の午後 4 時までは雨は降っていません。16 時から 17 時の間の降雨量が 35 ミリメートル、その後も雨が降り続け、21 時頃霊仙寺山腹の屏風沢で土石流災害が発生し北信・板橋集落で大きな被害がありました。降り始めてからの降雨量は 110 ミリを記録をしています。

平成 7 年 7 月 11 日発生。関川、鳥居川の河川氾濫では、柏原で 188 ミリメートル、黒姫山腹で 269 ミリの降雨量、この時の時間最大雨量は 30 ミリと記録をされています。

平成 27 年 7 月 15 日発生。荒瀬原の斑尾川等の河川氾濫では 43 ミリ、翌々日の 17 日にも 43 ミリと降雨量が記録をされています。

こうした直近の災害から教訓を生かし、防災に備えることは重要なことでもあります。そこで町長に伺います。この夏の台風 5 号、それから 8 月の 11 日、通告にはちょっと漏れていましたが、21 日も大雨がありました。この日の、今年度設置した気象観測所のそれぞれの最大時間雨量と、降り始めからの積算雨量について説明をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 永原議員さんにお答えをさせていただきます。常日頃の中で、私も行政の立場として、災害対応、未然に防止する、そういったことが大変重要な任務を課せられておるわけでございまして、常々その辺に意を配っているところでございます。今ご質問の、一つは簡易型の気象観測装置でございますが、いろいろな気象庁等々の、何ていいますか測定を補完する意味で、町が独自に今回、設備を整えさせていただいたと。これは、4 か所、町内 4 か所でございますが、一つは高沢でございまして、まさにこれ、自分の家の前に立派な機械が一つ入っております。それからもう一つが北信、古海、荒瀬原、この 4 か所に設置をさせていただいて、今機能しているわけでございます。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

8月11日の、これちょっと前後するかもしれませんが、8月11日の24時間の降雨量について、この簡易型の観測装置で観測されました数値が、11日、24時間、1日の降雨量でございますが、高沢が27.8ミリ、北信が63.9ミリ、古海が44.2ミリ、荒瀬原が42.0ミリというような報告と言いますか、結果の報告をいただいております。

で、8月の7日、それから、これ台風5号でございますが、それから8月の11日、また8月21日の雨等についてもご質問でございますが、8月7日の台風5号につきましては、警報があったわけでありまして、状況によって、…注意喚起、警報はなかったんですね、注意喚起の放送をさせていただいて、気象情報のお知らせを防災無線を通じてやったということございまして。

8月の11日については、それぞれまた前線の影響で長雨になってきた状況があるわけでありまして、ここについても、特に警報がなかったものですから、自主的なちょっと情報収集のため職員が集まって対応、情報収集に努めさせていただいたということでございます。

それからまた、8月の21日の関係につきましても、特にこの辺については、大雨と言いますか、警報にまで至らなかったと、こういうことございまして、特別な対応については、特にしていなかったかなというふうに思います。

それぞれの雨による状況についての対応については、以上でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 本年度設置をした気象観測施設が機能しているという話でありまして、非常に喜ばしいことだというふうに思っております。それで、詳細につきましては、また後ほどペーパーでいただければというふうに思い、要望をしておきます。

さて、今の情報をどのように公開をされてきたのかという点について伺いたいというふうに思います。

私も担当係から、ホームページに入って行って見る方法は教わったのですが、なかなかこれ、ちょっと難しいんですね。それで、ホームページの、町のホームページのトップページに、自動的に、かつタイムリーにアップをする方法はないものかというふうに思うわけでありまして。この間の情報、まずどのように公開をされてきたのか、それから、ホームページのトップページにタイムリーにアップすること、この二点について伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それではお答えをいたします。この簡易型気象観測装置につきましては、電源のある場所に設置をしまして、電話会社の携帯通信網を通じてデータを送信する仕組みになっております。電波が弱い地域や豪雨時など、一時的にデータを確認できない時間が生じるなど、実は技術的な調整が必要となっております。設置後もアンテナを追加するなど改善策を取ってきております。そのような状況から、ホームページに情報をアップしたのは、8月の末の現在でございます。現状ですと、お知ら

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

せ欄の一番トップページにその項目を貼っておりますので、現状ではそこから入っていけるような形になっております。今後ですけれども、常にトップページになるような改修につきましては、ホームページの改修となってまいりますので、また対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 8 月、今月に入って機械が順調に動いているようであります。トップページでの情報提供、ひとつご努力をいただきたいというふうに思います。実はこれ町民の方からの意見なんですがね。富士里の板橋に住む方からです。北信にこういう雨量を計る設備ができたということで、この方は安心をされておられたんですが、大雨が降るたびに防災無線に気をつけていたというんですよ、ところが、防災無線で一度も聞いたことがないと、その方がおっしゃるには、「タイムリーな放送はしていないのか、定時放送しているのか」というような話がありました。そこで、8 月の末からきちんと機能しているものですから、今後も秋雨前線等のこともあります。防災無線や防災メールで降雨量の情報提供をお願いをしたいと思うわけではありますが、この辺のことについて、どのようにお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 大雨の情報につきましては、大雨警報、土砂災害がという状況の大雨警報が発令された場合には、注意喚起の情報をお渡しをすることとなっておりますけれども、夜中等につきましては、気象庁の情報等を総合的に把握する中で判断をしまして、流さない場合もございます。必要な場合には防災無線で放送をさせていただきたいと思っておりますが、ちなみに台風 5 号の場合には、気象庁よりも影響の発表がございましたので、8 月 7 日のお昼と夕方に、防災行政無線と緊急情報メールで注意喚起の放送をさせていただいております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私が提案しているのは、この町に、アメダスと、県の土木部のこういう装置があることは私も承知しています。今、総務課長の説明にありましたように、それを補完する形として、簡易なものではあるんだが、町がこれを設置をされたわけですね。私はじめ多くの町民の方が、こういう、きめ細かな情報を期待しているんですね。

それで、先ほど町長の話ですと、8 月の 11 日に富士里の北信で 24 時間で 63.9 ミリ降ったという話であります。私が先ほど紹介した昭和 60 年の時には、110 ミリ降っているんですね。本当に、60 年の時の経過の話をしましたが、私は専門家ではありませんが、時間雨量が 30 ミリを超えて、連続をして降るような状況は、本当に過去の教訓からいって危険なことが予想されます。これは素人判断ですが、それで、気象庁の観測機、土木部の観測機、それから町の四つの気象観測施設からのデータを防災無線等で町

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

民に知らせることができないかということは今、質問しているわけです。もう一度、答弁をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 雨量につきましては、それぞれ瞬時のものの把握と、累計雨量の把握というのは、両方できるような形になっております。瞬時の情報につきましても、あくまでこの装置につきましては簡易型ということでございますので、参考にさせていただき中で、気象庁の情報等見る中で、総合的に判断をして放送させていただいておりますので、必ずしもこの簡易型の気象観測装置の情報のみでお流しするというのではなくて、現状では非常に大雨等に対します情報が、気象庁、また県、また河川課等の情報が重ねてまいっております。そういうものを総合的に判断させていただき中で、放送させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） そうすると、町が設置したのは精度が落ちると、そういうふうに担当課では考えておるのでしょうか。それは、気象庁や土木部の方が設備の機械等が高額なことというのは、私にも分かりますが、しかし、せっかく、さっき話のあった町内4か所に設置をしたわけでありますので、今後は気象庁や土木部の情報と合わせて、観測した降雨量は随時、防災無線で町民に情報提供していくと、そういう方向については、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 今回、設置しました機械につきましては、基本的には簡易型ということで、アメダス、また気象庁の情報等を補完する内容となっております。しかしながら、例えば、8月の、先ほど議員からご指摘のありました8月の21日のアメダスの情報によりますと、7時から9時台までに18.5ミリという数字になっております。その同時間帯の、ほかの簡易型の内容を確認いたしますと、北信につきましては19.5ミリ、ほぼ同じような状況でございます。高沢につきましては1.5ミリ、荒瀬原につきましては13.4ミリという形で、やはり、信濃町、面積が広うございますので、それぞれ違っております。なお、古海につきましては、携帯電話の受信状況が悪かったということで、データが取れておりません。そういうような形の中で、アメダス、旧柏原小学校の位置にあるわけでございますけれども、こういうそれぞれ離れた遠隔地にある状況も総合的に判断をして、情報伝達をしてまいりたいと思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 8月の21日は、私も7時から9時ちょっと前頃は町内にはおった

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

のですが所用で別の場所にいたものですから、地元の方が言うには、この時間帯、60 年前の災害を思い返すような大雨だったというんですね。まさに、この地域、この町の中で、場所場所によっては雨量が違うんだらうというふうに思います。町民の皆さんが、その方のように、60 年に災害のあったごく近くの北信に、そういう町の観測施設ができたということは、本当に防災上、期待もしているわけですね。何とか、今後、降雨量について随時、防災無線で知らせる方向で、改良、努力をいただきたいという要望をして、次の質問に入ります。

今年度の上半期の大型建設事業の発注状況を見ると、町内企業の受注機会について、工夫や配慮がなされていません。町内企業の受注機会を増やし、町内企業を育成することが求められています。

そこで伺います。横川町長は、町の公共事業を町内企業に優先して発注するという政治姿勢をお持ちだと、私は思っています。町の公共事業を町内企業に優先して発注することについて、町長のお考えを改めて伺いしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 信濃町の公共事業、町が発注する事業については、今の基準の中を含めて、できる限り町内業者に発注すると、これは今までもそうですし、私もそういう思いで進めてまいりたいと思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長は、町の公共工事は町内業者を優先して発注していくんだという話でありました。町長は6月の議会で、開会の挨拶で、町の経済状況について次のように述べているんですね。「町内、県内ともに幾分の明るさは見られるが、町については、国や県のように明るさが実感できる状況とは言い難い」。そこで、「町内経済活性化のために事業の早期発注に努めてまいります」というふうに、ここで決意も表明をされています。

この上半期の大型建設事業の発注は、町内経済の活性化にどのような効果を与えてきたというふうに、町長はお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 一つは、町内の景気状況については、その時の議員さんの答弁で申し上げさせていただいたと思うんですが、私ども今、判断するに当たっては、一つの材料として、税収というのが大きな一つの判断になるわけでありまして。そういった意味では、個人町民税と言いますか、これは多少は伸びていると、28年度という決算の下ですがね、しかし、法人町民税はかなり下がっているという状況の中で申し上げさせていただいているわけでありまして。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

で、私は、町内業者の、この間、どういう発注を、この早期発注の中で基本的にやってきたかと、こういう質問かと思うんですが、先ほど言いましたように、町内の業者さんを、本当に工事をやっていただきたい、その思いは十分持っているわけでありましたが、さりとて、何が何でも、何でもかんでも、というわけにもいかないわけでありまして、それぞれやっぱり基準に基づいて、基準の中でそれぞれの規模等々があるわけですから、その施工能力といいますか、そういったことに応じて、町内業者に発注していく、そういうことでございますし、基本的にはその考え方で、前半も進めてきているというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長、私、お尋ねしたかったことは、上半期の大型建設事業、言ってみれば3件ありましたね。これが町内経済の活性化に、どういうプラスの効果が出たというふうに考えておられるかということをお伺いしたいわけです。どうでしょう。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 町内にどういう影響、業者に影響あったかと、これは、先ほど言いましたように、一つの基準の中で、発注基準の中でやっているわけですから、ただそういったことでは、それぞれ関わった皆さん方のところには直接的には影響があったと、こういうことでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 上半期の大型建設事業を見ますと、94 パーセントが町外の企業の方に、その契約金額の94 パーセントが行っています。町内業者は6 パーセントであります。6月の議会で、この町長の決意、私はこれ正しいと思うんですね。町内経済の活性化のために、町は事業の早期発注にして、町内経済を活性化したい、とりわけ、私はこの建設事業というのは、町内経済に及ぼす影響が大きいものですから、本当にそのとおりだろうというふうに思うわけですが、上半期の大型建設事業を振り返ると、先ほど申し上げましたように、町外94 パーセント、町内わずか6 パーセントという結果でありました。そういう点から言うと、町長の思いの、町内経済の活性化に、私は十分に寄与していないというふうに思うわけでありまして。

さてそれで、今、町長の答弁の中でも、公共事業は町内企業優先ということで、この間やってこられたということではありますが、具体的にはどういう配慮をしてやってこられたのでしょうか。一つ、二つ、例を示していただきたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 具体的な事業については、もしあれでしたらまた担当課長なりが申

し上げさせていただきますが、しかし、今、申し上げているのは、それぞれ発注にあたっては、やっぱり町民を代表して、私ども行政執行するにあたって、基準というのがあるわけですね。その基準の範囲の中で、どういうふうに町内業者に関わっていただくかということを一生涯懸命考えて、できるだけそういう方向に行きましょうということをやっているわけでありまして。で、そういった意味では、基本的な考え方がそういうことで来ているということは、一つ是非ご理解をいただきたいと思います。

そういう中では、例えば大きな事業、例えば自治法上の中で 5000 万以上どうのこうのという基準はありますけれども、あえて、これ 1 億という部分まで発注金額を、契約金額を、予定金額と言いますか、引き上げて、そこまでは J V でも町内業者が入れるよと、大きな工事について。これ本来、ほかの自治体だったら 5000 万円なら 5000 万でほかの業者ですよということになるんですが、私ども信濃町は 1 億まで J V を組んで中に入れてくださいよということ、道を開いているわけでありまして。で、それはやっぱり、一つは、一つは企業努力もあるんでしょうと、こういうことを私は申し上げさせていただきますというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 公共事業ですから、基準に基づいて発注するのは、町長、当たり前のことだと思うんですね。私もそれはそのとおりだろうと思います。J V という配慮をしたということではありますが、結果として、この J V が機能していなかったというのが、上半期の大型建設事業の実態じゃないかと思うんですね。上半期の大型公共事業の実態だというふうに思うんです。

それで、基準に従って発注していくというのは、それはそのとおりです。町長に伺いますが、私もちょっといろいろ調べてみたんですが、中小企業に公共事業を優先して発注しなさいという法律があることを、町長、御存じですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 深いところまでは承知しておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 官公庁について、中小企業者の受注の確保に関する法律という法律であります。公共事業は基準に基づいて発注する、それはそのとおりです。私、もう一つ、この法の精神に基づいて発注をしていくということが大事だと思うんです。それで、町内業者を優先して工事をするという、最大の根拠は、私この法の中にあるというふうに思っているんですね。そして、この法は、地方公共団体は、つまり信濃町のことですよ、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない、というふうにしているわけです。じゃあ、どういうふうにその施策を講ずるのということなわけですが、その中では、公共事業については分離・分割して発注をし

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

て、町内の企業の受注機会を増やさないよということを言っているわけでありませう。この間、町の工事を分離・分割して発注をし、町内企業の受注の機会を増やすように努力をしてきたという実績、この間あるでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 町内業者が参入しやすいような形の中で、分離発注の今までの公共事業はございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 具体的には、どういう格好で分離発注をされたのか、お伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 土木業については、ほぼ単独で町内業者をお願いしておるわけですが、今回、三事業、建築業でございます。その中で、建築本体、あるいは電気設備、機械設備等があれば、外構等も含めて分離発注が可能であれば、分離発注という形で、今まで検討はしておりました。今回の事業につきましては、先般の議会の中でお話ししましたように、分離発注した場合については、経費的にかかるというような中で、総合的な判断の中で、分離発注は今回行わなかったという結果でございます。ただ、選定に当たっては、先ほども長が言いましたように、町の選定基準の中では他の市町村よりは緩くしておりまして、できるだけ町内業者が入るような形、また J V を組む中で参加可能な方に、今回、三事業ともさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町が発注した工事で、過去に分離発注をした事例があるということですから、私はそれを参考に議論をしたいというふうに思ったわけですが、具体的に示されません。

今、答弁の中で、分離発注をするとコストの問題が発生するというのがありました。確かに分離発注はコストの問題が発生するんですね。しかし、先ほど言ったような法律の中では、コストの問題は発生するが、町はこの地元の業者の受注の機会を増やしていくということも町の仕事のひとつだよと、総合的に判断してそういうことも進めなさいということ、勧めているものですね。ですから、今後も分離発注等に知恵や工夫を凝らした発注に心がけていただきたいと思いますというふうに思います。町長、よく町内業者優先という、何か政治スローガンのような響きがありますが、私が今紹介したように、これ町長の責務として、町内業者を優先していくということは、それはコスト論もありますよ、コスト論も。町内業者に発注すれば、ちょっと割高になるという意味でのコス

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

ト論はありますが、中小企業を守っていくという法律の中では、信濃町は分離・分割をして、発注するように努めなければならないという部分もあるわけでありますから、町の公共事業は町内企業優先という、この政治姿勢を、一つ胸を張って、堂々として行っていたらいいというふうに思います。

ここで町長にお伺いいたしますが、公共事業について町内企業を優先して行くと、その方法として分離発注等も検討していくと、そういう方向付けについては、町長、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 今の分離発注も含めて、そのことで胸を張って私、言うことではありません。これは今までもそういう考えてやっているということでございますので、今後ともそういう、適正に、そういうことでやっていきたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町長、今までもそういう方向でやってきたというお話であります。私は過去のことはあまり言いませんが、しかし、今回の上半期の例を取ってみても、そういうのがやっぱり見えないんですね。ですから、政治スローガンではなくて、きちんと法に裏打ちされた政治姿勢を表に出して、公共事業は町内企業優先と、じゃあ一体どういう格好で優先するのかということですが、さっきの発注基準の話も、それは私も努力されていることが明らかになりまして、理解できました。JVというものもそうでしょう、しかし、近年JVについて大きな成果というのが出てきていない。そうすれば、分離発注について、今後も研究、検討していくという姿勢は私、大事なことだと思うんですね。もう一度、ご答弁をお願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 繰り返すようでございますが、分離発注で可能なものについては、最大限、分離発注ということで考えていると、この方針は今後も、と言いますか、持っていきたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 分離発注できるものは分離発注をしていく、という答弁だったというふうに思います。町内企業の育成をも含めて、是非そういう方向で、より一層の努力をお願いをしたいと思っております。

さて、3番目の質問に移ります。

国民健康保険の財政運営が、来年度に町から県へ移管をされます。これに伴い、町が

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

県に収めることになる納付金額などの試算を、この間、3回試算を実施をしています。6月会議で私は、昨年11月と今年1月の試算の結果を踏まえて、国保税が来年度上がるのか下がるのかを、町長に質問をしました。町長は、今より上がるという答弁でありました。

そこで、8月に行われたとする第3回の試算を基に、その結果の公表を求めるものがあります。

町長に質問いたします。来年度、国保が広域化となった時に、国保税がどのくらい上がるのか、その増税率と、町が県に収めることとなる納付金額などについて、第3回試算の結果を明らかにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 国保制度の改革の中で、県が責任を持って財政運営を、国保財政の運営をします。これは大きな方向の、制度の転換でございます。この中で今、それぞれ準備が始まっているわけでありまして。

今、私自身も、この信濃町の国保の負担がどのくらいになるかということ、非常に心配をしているわけございまして、と同時に、時期も時期になってきておりますので、加入者といいますか被保険者に、どういうふうに説明するか、そんな期間も十分必要だろうというふうに思う中で、ちょっと心配をしているわけございまして。

そういう中で、今議員からお話がありましたように、それぞれ過去に、会議なり、試算を既にしたということございまして、29年には、今年になってからですが、第3回目の試算をしていると、こういうことございまして。これは、国保の標準税率を定めるにあたって必要な準備行為として、それぞれの条件を基にして入力しながら、第1回目、第2回目、第3回目としてやってきているということは承知しております。

こういった面で、今までの1回目、2回目については、なかなか精度がそれほど高くないということで、むしろ混乱を招くと、こんなようなことで、県の方でもその公表については控えると、こういうことで、きたわけでありまして。しかし、今回、この3回目の試算については、県の方でもまだ公表はしておりません。私ども自治体に対しても、まだ公表と言いますか、知らせてきていないわけでありまして、情報によりますと、9月の中旬以降に公表するというような流れになっているようございまして。私どもはその段階を、注視をすると言いますか、関心を持って見ていきたいなというふうに思っているところであります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 第3回目の試算の結果が、まだ県が公表してないということでありました。他県の例を見ると、8月に、相当の県が試算結果を発表しています。なお、本年1月の第2回の試算の結果につきましては、これ、県が公表しないんじゃないかと、公表するかどうかは、そこの市町村長の判断なんです。泰阜村という、下伊那郡の泰阜村では、第2回の試算結果を村民に公表しているんです。そのことを地元紙が報道を

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

されています。見出しでいうと、「国保税収 1.5 倍納付試算」というような内容になっています。それから、8月の27日に、これもまた、地元紙がアンケートを出したという中で「加入者の負担増が懸念される」というような、1面のトップ記事も掲載がされているところですよ。

さて、県が公表をしていないということではありますが、県が公表したら、町長、公開していただくことはいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 今、3回目の試算については、かなり精度も高まってきたというようなことでしょうか。公表を、県は、するということでございますので、私ども町としても、今の状況ですと、公表してもいいんじゃないかなというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 公表数値を基に議論をしたかったんですが、どういうわけか長野県が公表が遅れている、決して渋っているわけじゃないと思うんですが、遅れているという現実があるようであります。今の町長の答弁の中で、9月の中旬以降という話がありました。今議会の最終日までに分かった場合は、第3回試算の結果を、私は全て、全部明らかにしていただきたいというふうに思うんですね。厚労省は第3回試算の結果を全て公表するようというふうに、町長にも求めているはずだというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私自身も関心持っている、最初申し上げたところであります。議員さん方もそういうことでは、大変な関心がおありだろうと思いますし、もっと言えば、町民の被保険者たる皆さん方、町民の皆さん方が「どうなんだろう」という心配もあると思うんですね。で、そういう中では、あくまでも試算ではありますけれども、それは一つの試算として公表していく、届き次第、公表できるものについては、公表させていただきたいと、いいよね、課長、そういうことです。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私、町長の積極的なこの情報を公表していくという姿勢は、大いに評価をしたいというふうに思います。

議長、今、答弁の保留がありましたので、これ答弁保留という扱いでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

●議長（小林幸雄） 公表したら、9月中に公表できるなら、議会が終わるまでにできる

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

なら、やっていただきたいということですね。じゃあ、その辺どうですか。そういうことでよろしいですか。3回目の公表があったら、町長、町長もう1回その辺りについて。

■町長（横川正知） 今、入っている情報ですと、県の公表するのは9月の22日頃というような、情報として入っています。その情報のあり方が、この会期中に、まさに5時までに、22日の5時までに間に合うかどうかと、いわゆる会期中に間に合うか間に合わないかということは微妙な問題ですが、いずれにしても公表については、できるだけ早めに、公表はさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 答弁保留の関係では、今の答弁でよろしいですね。はい。永原議員。

◆8番（永原和男） 今議会中に間に合ったら公表していただくということで、お願いしたいというふうに思います。

さて、公表した県では、年間2万円近い値上げ案が示されたところもあるようです。こうした事態を受けて厚労省は、制度の移行に伴う国保税の負担の急変が生じないように、激変緩和措置を求める通知を7月の10日付けで出しています。

私が注目をした二点について、紹介をしたいと思うんですが、一つは、第3回試算結果を公表する際は、算定した全てを公表することとしているわけですね。これは担当課長もご覧になっていると思いますが、この1番はよろしゅうございますね。どうでしょう、担当課長。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 今回の3回目の公表につきましては、都道府県や市町村の判断により算定結果を公表する、となっておりますので、そのところは町の方で公表するという事になれば、全てをもって公表するようになると思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 是非そのようにお願いしたいと思います。

二つ目には、私が注目したのは、これちょっとややこしいことではありますが、我慢をして聞いていただきたいと思うんですが、これは29年度に、予算立てのことを想定して試算はするんですが、28年度に法定外の繰入や基金の取り崩しを行って、増税を抑制をした市町村は、29年度の試算にあたって、基金の取り崩しや法定外の繰り上げがあったと仮定して試算しろ、というふうに言っています。

私は、このことを読み返してみた時に、つまり一般会計からの法定外の繰入や基金の取り崩しをしないと急激な増税になるということで、その増税を抑制するために、国も認め始めてきたんだというふうに思うんです。国が基本としている法定外の繰入の計画的な削減・解消という方針は、国は変えていませんが、この制度切り替え時には、法定外の繰入、基金の取り崩し、やむなしということをも認めたんだらうというふうに、私は

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

理解をいたしました。担当課長はどういう、通知を受けてどういう感想を持ちましたでしょうか。この点についてお伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 保険料の足りない分につきましては、今持っている基金をもって当てることができると思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私は法定外の繰入についても、法定外の繰入についても言及していただきかったんですが、さすが担当課の課長、慎重な答弁であったというふうに思います。

それはまた後ほど触れたいというふうに思いますが、保険税の財政運営が来年度に町から県へ移行されますが、保険税率の決定、これは町が引き続き行うというふうになるわけですね。それで、振り返ってみますと、歴代の町長は、法定外の繰入や基金の取り崩しをして、国保税の増税を抑制するよう私は努力をしてきたというふうに思うんですよ。

制度の移行を前にして、高すぎる国保税をどのように引き下げるのか、歴代の町長が採られた措置も踏まえて、横川町長の見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 正直なところ、信濃町の今の国保税、今に至って、現状の中では、今まで5年以上見直しも凶ってきていないという、一つは現実あるわけですね。で、その抑制策について、具体的にどうのこうのというのは、私は今、この県の方の試算といえますか、町の国保に対する財政がどの程度の影響になるのかということをしつかり見た上で、町としてどういう対応ができるかということを実際に考えたいというふうに思いますし、今の時点で、こういうふうにします、ああいうふうにしますということは、ちょっと今言う段階ではないだろうなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町長、私はそういうことをお伺いしているんじゃないかと、確かにそうですね、決算審査の時にも質疑でお聞きしましたが、28年度も29年度も法定外の繰入をやっていないという中で、やらなくてできる時にはやらなかったわけですよ。しかし、私がお聞きしているのは、歴代の町長が法定外の繰入や基金の取り崩しで、高すぎる国保税を抑制してきたと、そういう事実は町長も見ておられたというふうに思うんですよ。こういう何て言いますか、高すぎる保険料を抑制するための努力について、横川町長はどのような見解を持っておられるかということ、私、お伺いしているんです。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

いかがでしょう。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これやっぱり、慎重にならざるを得ない答弁なんですけど、実際にどういうふうな数字が出てくるかということをしっかり見た上で、どういう対応ができるかというのをやりたいというふうに思うんです。で、これはやっぱり私は、国が激変緩和という、この制度改正にあたってやる、それぞれ全国的に 1700 億だとか毎年出すと、こういうことで今進めてきているわけでありまして、この激変緩和の関係も、長野県の中での国保財政に対して、どういふ部分が出てくるかと、これしっかりと数字的にも把握しないと、町の対応というのなかなか難しいんじゃないかなと。私はできる限り、大きな負担になる、いきなりの大きな負担になるというのは、やっぱり何とか方法を考えなくちゃいけないんじゃないかなというふうには思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長の答弁を聞いていますと、過去の町長が努力して行ってきた法定外の繰入や基金の取り崩しについて、町長は正確に見解を述べることを、私は避けているように思うんですよ。

しかし、後半の部分では、急激な国保税の値上げはしないような努力をしていきたいという話でありました。そここのところで、今度議論していきたいと思うんですが、さっき担当課長が国保の基金を取り崩すこと、そのことは可能であるという答弁が、私はあったというふうに思うんですが、町長は、国保の基金を取り崩して、国保税の抑制を図るということについてはどうでしょう。やっぱりひとつ、答弁いただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基金の目的というのは、給付準備基金としての基金ですから、その原則論を踏まえて、それを負担する側の軽減に使うかどうかというのは、これはやっぱり慎重に考えなくちゃいけないと思うんですね。ただ、先ほど大前提と、そういったあまりにも、制度変更によってあまりにも大きな負担になりすぎるということについては、この辺については、十分配慮しなきゃいけないんじゃないかなということだけは申し上げさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私、今、町長の話で、基金は給付準備のための基金だという話がありました。町長、その考え方でいくと、今度、県が財政運営の主体となるわけですから、県にその基金が設けられるわけですね。今度、町長は給付については責任は持たないんですよ。そうすると今、全国的にも出ているんですが、そうすると基金を積んでおく必

要性がないということで、いくつかの自治体では、その基金の取り崩しを行っているんですね。給付との関係で町長、強調されると「基金の取り崩しを信濃町も行うよ」というふうに私には響いてくるんですが、私は基金に関しては、今までは給付を補完するものであった、そういう面もあったということは否定しません。事実ありました。それともう一つは、国保税が急激に上がるのを抑えてくるという面もあったわけですね。

それで、時間がありませんから、議論を急ぎますが、これは国保新聞という新聞です。国保新聞です。国保新聞の 8 月 1 日号では、国はこういうふうに求めているんです「相対として市町村に激変を避けてくれよ」と、大幅に保険税が上がるのは避けてくれよということを市町村に要請をしています。国の課長補佐は「改革前後の保険税水準が重要になってくるので、最大限の配慮を行ってほしい」というふうにしているんです。

じゃあ、どうやって最大限の配慮をするのかというと、この課長補佐は基金に着目しているんですよ、基金に。それで、「30 年度の被保険者、つまり国民健康保険に入っている人たちへの影響を考え、丁寧に設計してもらいたい」と。つまり保険税の設定は町長がやるわけですから、それは丁寧にやってほしいと。そして、法定外の繰入は激変緩和対策の、これは厚生省の課長補佐ですから、対象外となるが繰入を一気に減らせば、保険料は大きくその反動として上がっちゃうということを言っているんですよ。これ微妙な表現ですね。

それともう一つは、基金の問題についてはこういうふうに言っているんです。「実際に賦課をするのは信濃町です」と、「基金の積み上げなどがあつた場合には、町民の保険税の負担感をマイルドにしていく」と、これはこの方がそういう言葉を使っているので、「それを活用するために基金を使うのはあり得る手段だ」と、こう言っているんですね。

ですから、今、町も 1 億 30 万円ですね、決算でいうと。その基金があるわけでありますから、来年度の制度変更に伴って保険税が急激に上がることはないような財源として活用していくという方向を、町長、基金は給付のためだけだという発想はもう 30 年度からなくなるわけですから、持っていただきたいというふうに思います。その辺で町長の見解をお伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基金の見解というのは、私は今現行の中で申し上げたので、将来にわたって、じゃあ、30 年度からその基金はどうなるのという部分で申し上げたわけじゃないので、その辺はまず、最初の答弁の中では理解して、現行の中での基金はそうですよという前提に立っての話ですから、で、いずれにしてもどういう方法が採れるかということ、やっぱり実際に数字を見て、そして、どれだけどういうふうになる、このことがしっかり見ないと、今この段階ではっきりと、こういうふうになります、基金をどのくらい崩します、全部崩します、更に町独自の施策もやりますとか、そういうことは言えないわけですから、だから、現実しっかりと把握をさせていただいて、対応すべきは、しっかりと対応させていただくということです。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 対応策とすれば、基金を活用するという方法、それから私は、法定外の繰入、これも視野に入れていく必要があるというふうに思います。時間の関係もありますので、制度の、新しい制度の施行までに、数えてみると、もう 7 か月を切っているんですね。それで、今後どのように準備が進んでいくのか、そのスケジュールを明らかにしてほしいと思うんです。で、私が心配するのは、マスコミ報道等によると、来年度の、これは条例改正もしなければいけませんから、町が行う来年度の税率を決めるその作業も、相当響いてくるんじゃないかと。国の動きが遅れているものですから、そういうようなことも報道では心配されています。

細かいことはいいですが、課長、ちょっと答弁をいただきたいんですが、町は第 3 回の試算を受け、何かまた 10 月にもやるようですが、それを受けて、あくまでも参考にして、課長、あくまでも参考です、決めるのは町が決めるんですから、税率等を決めていく作業は何月頃になり、議会に提案をされるのは何月頃、これ 3 月議会になりましょうか、その辺、今後のスケジュールということでお伺いをしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 県の方からなんですけれども、29 年 11 月に第 1 回目の 30 年度予算ベースの係数が出てきます。これはあくまで仮係数になります。で、30 年 1 月に第 2 回の確定の係数が出てきます。これを受けまして、町の方もその係数を参考にしながら、率を決めていくわけなんですけれども、実際、町の方でできるのが 30 年度の予算、また条例改正というのが 3 月にならないとできない状況になるかと思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これ本当に今、今後のスケジュールについて話がありましたように、大きな制度改正なんですけど、議会を含めた議論の場の時間がないんですね。それで私は、このことは 12 月の議会でも議論をしていきたいというふうに思うんですが、併せて町民の皆さんへの周知についても時間が、私、ないと思うんですよ。この辺、町においても十分に考慮をしていただきたいというふうに思います。

今の議論の中で、第 3 回試算結果については間に合ったら公表するという回答を得ました。私は法定外の繰入もやむなしという、町長がそういう政治姿勢を出していただくことを期待していましたが、そこの部分は弱い部分がありました。しかし、基金の取り崩しについては、その都度様子を見ながら検討していきたいという答弁があったというふうに思います。いずれにしろ、国保税の仕組みが来年 4 月から大きく変わるわけがありますので、また我々議会もこの問題を注視しながら、学習をし、時には大いに議論をしていきたいというふうに思っています。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 9 月会議会議録（3 日目）

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

念のため申し上げます。明日 7 日の本会議、一般質問は、午前 9 時 45 分からの開会となりますので、時間までにご出席ください。御御苦労さまでした。

（午後 4 時 06 分）